

## 住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } } (ニ) 取得 }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	栃木県河内郡上三川町
申請者の氏名	
家屋の所在地	栃木県河内郡上三川町
取得の原因（移転登記の場合）	(1) 売買                      (2) 競落

年 月 日

栃木県河内郡上三川町長      星 野 光 利